

議案第 56 号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い奈良県市町村総合事務組合から同組合を脱退させ、奈良県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出
三宅町長 森田 浩 司

奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合同規約(平成 20 年 3 月 18 日奈良県指令市町村第 1143 号)の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、奈良広域水質検査センター組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

奈良県市町村総合事務組合同規約(平成20年県指令市町村第1143号)新旧対照表

改正後(案)		現行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
<p>奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合</p> <p>、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合</p>		<p>奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合</p>	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
共同処理する事務	組合市町村	共同処理する事務	組合市町村
1 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下	1 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下

	北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合_____、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合		北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)